

消防団員出演によるPR動画作成業務委託
企画提案募集要領

埼玉県危機管理防災部消防課

第1 総 則

1 委託業務名

消防団員出演によるPR動画作成業務

2 趣 旨

現役の消防団員が出演し、消防団活動の魅力、やりがい等を伝える消防団のPR動画を作成するとともに、民間活力を活用した広報により消防団への加入促進を図るもの

3 予算額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を本事業の契約に係る上限額とする。

4 契約者数

契約者は1者とする。

5 委託業務の内容

消防団員出演によるPR動画作成業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）のとおり

6 委託業務期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

7 応募資格

- (1) 日本国内に事務所又は事業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当（契約締結能力のない者、破産者で復権を得ない者）しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、埼玉県競争入札参加停止等措置要領の規程に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事更生法（平成11年第法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 令和5年度及び令和6年度において県が発注する物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名

競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和4年度埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」に登録されている者であること。

8 スケジュール

日 時	内 容
令和5年6月21日（水）	公 募
令和5年6月30日（金）	質問書の提出期限
令和5年7月 7日（金）	質問書への回答予定
令和5年7月14日（金）	企画提案競技への参加希望書提出期限
令和5年7月21日（金）	企画提案書の提出期限
令和5年7月下旬	企画提案協議結果通知（予定）

9 契約相手方の決定方法

- (1) 埼玉県は、企画提案による審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者として業務履行に必要な協議を行う。
- (2) 契約先候補者となった者は、協議を行うに当たり、提案した業務を遂行するための仕様書案を提出すること。
- (3) 協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取して、精査の上、随意契約による委託契約を締結する。
- (4) 契約先候補者との協議が整わない場合は、総合点に基づき、順次、次点者と協議を行う。

10 契約及び委託金の支払方法

- (1) 契約先候補者と業務履行に必要な協議を行う中で、契約内容を決定する。
- (2) 契約内容を変更せざるを得ない場合には、適宜、変更契約を行うことがある。
- (3) 契約金額の支払方法は、業務完了検査後の精算払いとする。

11 企画提案書等の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称を公表する。

また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の企画提案書等の情報公開を行う場合がある。（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。）

12 その他留意事項

- (1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの
- オ 「第2 企画提案の手続 4 企画提案書等の提出 (2) 添付書類」に定める書類がないもの
- カ 上記「3 予算額」を超える金額で見積書を提出したもの
- キ 見積金額を訂正したもの
- ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたもの

(2) 企画提案募集の停止、中止及び取り消し

緊急時等やむを得ない理由により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

13 本事業に関する書類

- (1) 消防団員出演によるPR動画作成業務委託企画提案募集要領（本要領）
- (2) 消防団員出演によるPR動画作成業務委託仕様書
- (3) 様式1 消防団員出演によるPR動画作成業務委託の内容等に関する質問書
- (4) 様式2 消防団員出演によるPR動画作成業務委託 企画提案参加希望書
- (5) 様式3 消防団員出演によるPR動画作成業務委託 企画提案参加希望取下書
- (6) 様式4 募集要領の「第1 総則 7 応募資格」の(1)から(8)までのすべてに該当する旨の誓約書
- (7) 様式5 法人等概要調書
- (8) 様式6 消防団員出演によるPR動画作成業務委託 企画提案書

14 問い合わせ先

- (1) 担当者
埼玉県危機管理防災部消防課 消防・調整担当 萩原（はぎわら）
- (2) 電話番号
048-830-8151
- (3) メールアドレス
a3165-61@pref.saitama.lg.jp

第2 企画提案の手続等

1 質問事項の受付

募集の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年6月30日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

様式1「消防団員出演によるPR動画作成業務委託の内容等に関する質問書」に記入の上、次の担当宛てに電子メールにて提出すること。

電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

ア 担当

埼玉県危機管理防災部消防課 消防・調整担当

イ メールアドレス

a3165-61@pref.saitama.lg.jp

ウ 電話番号

048-830-8151

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った団体名等を伏せた上で、令和5年7月7日（金）までに、ホームページに公開する。

2 企画提案参加希望書の提出

本業務の企画提案への応募を行う場合は、様式2「消防団員出演によるPR動画作成業務委託 企画提案参加希望書」（以下、「希望書」という。）を提出すること。

(1) 提出方法

希望書に記入の上、次の担当宛てに電子メールにて提出すること。この場合において、メール送信後、必ず電話で受信を確認すること。

ア 担当

埼玉県危機管理防災部消防課 消防・調整担当

イ メールアドレス

a3165-61@pref.saitama.lg.jp

ウ 電話番号

048-830-8151

(2) 提出期限

令和5年7月14日（金）まで（午後5時必着）

3 参加希望の取下げ

やむを得ない理由により参加希望を取り下げの場合は、様式3「消防団員出演によるPR動画作成業務委託 企画提案参加希望取下書」（以下、「取下書」という。）を提出すること。

(1) 提出方法

取下書に記入の上、次の担当宛てに電子メールにて提出すること。この場合において、メール送信後、必ず電話で受信を確認すること。

ア 担当

埼玉県危機管理防災部消防課 消防・調整担当

イ メールアドレス

a3165-61@pref.saitama.lg.jp

ウ 電話番号

048-830-8151

(2) 提出期限

令和5年7月21日(金)まで(午後5時必着)

4 企画提案書等の提出

(1) 提案事項

ア 次の内容で、消防団活動の魅力ややりがい伝わるような動画のストーリー

(ア) 消防団全般に関する内容(再生時間: 15秒)

(イ) 消防団全般に関する内容(再生時間: 2分から5分程度)

(ウ) 学生消防団員に関する動画(再生時間: 2分から5分程度)

(エ) 女性消防団員に関する動画(再生時間: 2分から5分程度)

イ チラシデータのデザイン

ウ 消防団の加入に繋がる効果的な広報(二つ)

(1) 提出書類

ア 様式4「募集要領の「第1 総則 7 応募資格」の(1)から(8)までのすべてに該当する旨の誓約書」

イ 様式5「法人等概要調書」

ウ 様式6「消防団員出演によるPR動画作成業務委託 企画提案書」

エ 業務実施体制(様式自由)

オ スケジュール(様式自由)

カ 見積書(様式任意)

(2) 注意事項

ア 様式5「法人等概要調書」に会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

また、消防団協力事業所表示制度の認定を受けている場合は、それを証明する書類を添付すること。

イ 見積書の宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とすること。

ウ 様式6「消防団員出演によるPR動画作成業務委託 企画提案書」(以下、「企画提案書」という。)で提案事項が記載枠を超えてしまう場合は、枠を広げる、文字サイズを小さくするなど、適宜調整してください。

エ 企画提案書に記載する文字のフォント及びサイズは自由とします。

(3) 提出方法

ア 提出部数

各1部

イ 提出方法

次の担当宛てに電子メールにて提出すること。この場合において、メール送信後、必ず電話で受信を確認すること。

※ 電子メールで受け取れる添付ファイルのサイズに制限があるため、おおよそ9メガバイトを超える場合には、事前に連絡の上、別途指示する方法により、提出すること。

(ア) 担 当

埼玉県危機管理防災部消防課 消防・調整担当

(イ) メールアドレス

a3165-61@pref.saitama.lg.jp

(ウ) 電話番号

048-830-8151

(4) 提出期限

令和5年7月21日(金)まで(午後5時必着)

(5) その他

ア 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。

また、提出された企画提案書等は返却しない。

イ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

5 契約先候補の決定方法

(1) 審 査

ア 審査方法

書面審査とする。

イ 審査項目

(ア) 応募資格等の要件審査

(イ) 企画提案書に基づく審査

ウ 審査基準

「第3 審査の評価」のとおり

(2) 審査結果通知

審査会実施後、おおむね1週間以内に個別に文書で通知する。

なお、審査結果に関する問い合わせには一切応じない。

第3 審査の評価

埼玉県は、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、概ね次の項目により、審査を行い、総合点が最も高かった提案者を契約先候補として決定する。

1 応募資格等の要件審査

評価項目	審査内容	配点等
応募資格	「第1 総則 7 応募資格」による不備がないか。	不備がある場合、失格
消防団活動への貢献	① 事業所としての消防団への協力状況 ② 従業員の消防団員数	10

2 企画提案書に基づく審査

評価項目	審査内容	配点
企画提案内容	事業の目的や趣旨を理解し、仕様書を踏まえた提案内容になっているか。	10
動画案	① 提案内容は実現可能かつ成果が十分に見込める内容となっているか。 ② ターゲット（無関心層、若年層及び女性）が消防団に興味を持ち、入団を促す内容となっているか。	30
チラシ案	ターゲット（無関心層、若年層及び女性）が消防団に興味を持つ内容となっているか。	5
広報PR案	① 提案内容は実現可能かつ成果が十分に見込める内容となっているか。 ② ターゲット（無関心層、若年層及び女性）が行き届く内容となっているか。	20
事業遂行能力	① 事業を実施するに当たり十分な能力を有しているか。 ② 事業に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。 ③ 事業実施のスケジュールは適切か。	15
見積額	事業費が予算の範囲内であり、コストパフォーマンスに優れた積算となっているか。	10

合 計 100点